

【改正後】

本業市発注の建設工事に関する低入札制度について、令和4年8月1日以降に入札公告を行う（予定価格1,000万円以上の）建設工事について、以下のとおり「**低入札価格調査制度の基準価格・失格判断基準**」及び「**最低制限価格制度の最低制限価格**」の改正を行うこととしましたので、ご注意ください。

右記以外の工事	「建築一式」並びに営繕工事にかかる「電気」「電気通信」「管」及び「とび・土工・コンクリート（解体工事に限る。）」工事	営繕工事以外の「電気」及び「電気通信」並びに 上下水道工事 にかかる「機械器具設置」工事
---------	------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------

予定価格	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度
1億円	<p>基準価格 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×68% (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 ×1.1</p> <p>失格判断基準 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×40% (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 > 入札書記載金額</p>	<p>基準価格 直接工事費×9/10×97% 共通仮設費×90% (直接工事費×1/10+現場管理費)×90% 一般管理費×68% (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 ×1.1</p> <p>失格判断基準 直接工事費×9/10×97% 共通仮設費×90% (直接工事費×1/10+現場管理費)×90%×α (補正係数 $\alpha=0.8$) 一般管理費×40% (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 > 入札書記載金額</p>	<p>基準価格 機器費×92% 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×68% (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 ×1.1</p> <p>失格判断基準 機器費×84% 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×40% (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 > 入札書記載金額</p>
1,000万円	<p>最低制限価格制度 制限価格=調査基準価格の算出に同じ (制限価格を下回った場合は無効)</p> <p>(失格判断基準あり)</p> <p>総合評価方式</p>	<p>最低制限価格制度 制限価格=調査基準価格の算出に同じ (制限価格を下回った場合は無効)</p> <p>(失格判断基準あり)</p> <p>総合評価方式</p>	<p>最低制限価格制度 制限価格=調査基準価格の算出に同じ (制限価格を下回った場合は無効)</p> <p>(失格判断基準あり)</p> <p>総合評価方式</p>

基準価格を下回る入札者あり

失格判断基準の確認

<失格判断基準の適用>

失格判断基準に該当しない	失格判断基準に該当する
○低入札価格調査	×無効

低入札価格調査

専任の追加配置技術者の選出 ※落札候補者のみ

- 〔技術者の配置例〕
- ・ 請負代金額3,500万円以上の建設工事（建築一式にあっては7,000万円以上）の場合
 → 専任の主任（監理）技術者1名（建設業法上）**＋専任の主任（監理）技術者1名（低入札対応）**の計2名を配置
 - ・ 請負代金額3,500万円未満の建設工事（建築一式にあっては7,000万円未満）の場合
 → 専任の主任技術者1名**＋専任の主任技術者1名（低入札対応）**の計2名を配置

落札候補者の入札参加資格審査

落札者の決定・契約へ